

大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第33号

大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則（昭和62年大和市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項」を「施行規則第20条に掲げる規定」に改め、同条第2項中「規則で」を「規則に」に、「掲げるものの世帯」の次に「とし、同項ただし書の規則で定めるものとは、施行規則第28条の2に掲げる者」を加え、同条第3項中「子ども・子育て施行令」を「子ども・子育て支援法施行令」に、「（以下）」を「。以下」に改め、同条第4項中「別表第1(2)の表備考第6項」を「別表第1(2)の表備考第7項」に改め、同条第5項中「別表第1(1)の表備考第5項」を「別表第1(1)の表備考第6項」に改め、同条第6項中「別表1(2)の表備考7」を「別表第1(2)の表備考第9項」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。